

静岡県告示第438号

特定不妊治療費補助金交付要綱（平成16年静岡県告示第648号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第5 補助額等</p> <p>(1) 補助額</p> <p>一夫婦1回の特定不妊治療につき次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 特定不妊治療（イからエまでに規定する特定不妊治療を除く。）については15万円（母子保健医療対策総合支援事業の実施について（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添6（以下「別添6」という。）のC及びFに規定するものにあつては、7万5,000円）を限度とする。</p> <p>イ 初回の特定不妊治療（ウ及びエに規定する特定不妊治療を除く。）については30万円（別添6のC及びFに規定するものにあつては、7万5,000円）を限度とする。</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>2 この告示の施行の際現に特定不妊治療を終了している場合にあつては、第6(2)中「特定不妊治療の終了日」とあるのは「この告示の公示の日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第5 補助額等</p> <p>(1) 補助額</p> <p>一夫婦1回の特定不妊治療につき次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 特定不妊治療（イからエまでに規定する特定不妊治療を除く。）については15万円（母子保健医療対策総合支援事業の実施について（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添18（以下「別添18」という。）のC及びFに規定するものにあつては、7万5,000円）を限度とする。</p> <p>イ 初回の特定不妊治療（ウ及びエに規定する特定不妊治療を除く。）については30万円（別添18のC及びFに規定するものにあつては、7万5,000円）を限度とする。</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>2 令和2年3月31日における妻の年齢が42歳である夫婦であつて令和2年度に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の感染の防止の観点から治療を延期したもの（令和3年3月31日までに交付申請書</u></p>

を提出したものに限る。)にあっては、第3(2)中「43歳」とあるのは「44歳」とする。

3 令和2年3月31日における妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染の防止の観点から治療を延期したもの(令和3年3月31日までに交付申請書を提出したものに限る。)にあっては、第5(2)中「40歳」とあるのは「41歳」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。